



## 申 2023年度 賃金引上げを求める申し入れ 24 号 職場からのたたかいの到達点を確認しよう

**妥結!**

定額4,000円の併用は一定の成果!

しかし、所定昇給額を算出基礎にする会社姿勢など課題も残った!

### ◆ ベースアップ

- 所定昇給額の1/4+4,000円。
- 主幹職B以上、技術専任職及びS等級以上には200円、主務職及びT等級には100円を加算。
- 令和5年4月1日現在、満55歳以上の社員についても在級等級により、上記に準じて計算した額を加える。

等級	所定昇給額	所定昇給額1/4	1/4の額+4,000円	加算額	改定額
係職1等級	4,000	1,000	5,000		5,000
係職2等級	5,000	1,300	5,300		5,300
指導職1・2等級	5,500	1,400	5,400		5,400
主任職1・2等級	5,900	1,500	5,500		5,500
主務職	6,000	1,500	5,500	100	5,600
技術専任職主幹職B	6,300	1,600	5,600	200	5,800
主幹職A	6,600	1,700	5,700	200	5,900

※10の位で四捨五入

### ◆ エルダー賃金

- 基本賃金に3,000円加算。
- ※なお、等級区分(5)に200円、(4)100円をさらに加算。

### ◆ 定期昇給

- 昇給係数4での実施。

### ◆ テンポラリースタッフ

- 時給に50円を加算。

### ◆ 健康経営の推進に向けた総合的な処遇改善

- 人間ドック自己負担額見直し。

## 特別手当(20万円)は、ゼロ回答!

年末手当交渉では「生活のために賃金を支払っているものではない」という会社回答に対し、本部申24号では『生計水準』は考慮要素の一つ、「物価上昇等が社員に与える影響などを総合的に勘案する」との会社回答を引き出した到達点を確認しました。

一方で「所定昇給額を算出基礎としたベア」や「初任給特別措置」「定期昇給カットによる賃金カーブの歪み」「純ベア額が曖昧にされている」等の課題が残っています。つくり出された諸課題の解決をめざすために、本部は「申31号」を提出しました。

※(詳細は、本部MAIL NEWS No.195(右のQRコード)を参照)  
QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

